

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和7年1月15日(水) 13:30～15:30
- 2 場 所 : 県議会議事堂 4階 総務企画委員会室
- 3 出席委員 : 有光委員・倉内委員・竹下委員・谷本委員・東淵委員・東委員・
福嶋委員・八束委員(8名)
※竹下委員・八束委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営
要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は6名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員2名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「(仮称) mac 大洲北只店」、「ドラッグコスモス北高下店」及び「(仮称) スポーツ小売計画店舗」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東淵会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ー東淵会長あいさつー

[東淵会長]

それでは、議事(審議案件)に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、有光委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「(仮称) mac 大洲北只店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

ー参考人入室ー

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

ー資料1～6ページの主な内容について説明ー

- 駐車場及び駐輪場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値及び参考値を満たしている。

○ オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。

○ 騒音については4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、a、c、d 地点の3地点で自動車走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び大洲市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の竹下委員及び八束委員からは当該届出に関する意見はなかった。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[谷本委員]

資料2 ページ目「8 地域貢献に関する取組み」に冬場のタイヤチェーンの取り付けに関する記載がありますが、店舗立地地域ではどの程度の積雪があるのでしょうか。また、除雪をスムーズに行うことができる体制が検討されているかについて御教示ください。

[参考人]

国土交通省の方から、積雪時のタイヤチェーン取り付け場所の提供に関する協力依頼がありました。過去にタイヤチェーン取り付けのために計画地を利用した実績はないとのことではありますが、積雪が見込まれる場合には、国土交通省からの連絡により店舗敷地を開放できるような体制を取っております。なお、駐車場の除雪作業につきましては、国土交通省が実施することとなっております。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

ー参考人退出ー

[東淵会長]

当審議会としての意見を取りまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

ー全員了解ー

[東淵会長]

次に「ドラッグコスモス北高下店」の新設届出について審議します。参考人の入室

をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 7～12 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗のデータ等を基に算出した必要台数 8 台を充足している。

- オープン時をはじめ、必要がある場合には、交通整理員を配置する。

- 騒音については、4 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、B、C、D 地点で来客車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について来客車両走行音の実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点も基準値以下となった。

- 今治市から意見書が提出されており、設置者に確認したところ、下記のとおり対応するとの回答があった。

- ・前面道路が鳥生小学校の通学路に指定されていることを踏まえ、現況を確認し、下校時間帯に重複する場合は荷さばき時間の変更など対策を検討する。
- ・一般車両と業務用車両の区域区分について、その境界部分に、来客駐車場から見える南向きに「立入禁止」看板をプラチェーンから吊り下げる。
- ・身障者用駐車場利用者の安全対策に関しては、開店後の状況を確認した上で、通行量によっては歩道・停止線の路面標示などの対策を検討する。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、庁内関係課で構成される審査会を対面で開催し、審議会に意見なしとして付議することとしたこと、今治市からの意見に対しても、現時点で考えられる合理的な範囲内で必要な対策は講じていると認められることから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の八束委員からは当該届出に関する意見はなかった。同じく欠席の竹下委員から、当該届出について、事前に意見をいただいているので報告させていただく。

《竹下委員の意見》

- ・安全面から、駐車場内を一方通行（時計周り）とした方が良いのではないかな。

[東淵会長]

それでは、竹下委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

基本的に既存店舗は、双方向通行としており、特段支障は発生していないことから、当該店舗につきましても同様の対応とさせていただきたいと考えております。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

図面⑩の左上部分の駐車スペースについては、時計周りにすることは難しいのではないかと思います。

倉内委員、いかがでしょうか。

[倉内委員]

竹下委員のおっしゃるとおり、歩行者等の安全を考えると、一方通行であれば片方だけに注意を向ければ良いことから、一方通行の方がより安全だと思います。仮に一方通行とする場合、従業員用駐車スペースを図面左上の駐車スペースに移動してしまうのも一案かと思っています。隣接住居の方にとっても、騒音や排気ガスによる影響の観点から良いのではないかと思います。

ただし、あくまでも私有地内ですので、店舗設置者のご判断になろうかと思っています。

[東淵会長]

その他の委員はいかがでしょうか。

[東委員]

中央の列の駐車マスに駐車する際、前進駐車される方と後進駐車される方が想定され、事故の危険があるのではないかと思います。

[東淵会長]

福嶋委員はいかがでしょうか。

[福嶋委員]

図面を見たところ、駐車場出入口から店舗棟までに距離があると感じました。

歩行者通行用の歩道を設けている店舗もあるかと思いますが、こちらの店舗では設置しないのでしょうか。

[参考人]

法律上必要な店舗には設置していますが、こちらの店舗ではその必要がないため設置は致しません。

一方通行にすべきではないかとの議論が進んでいますが、そもそも大規模小売店舗立地法に基づいて計画しておりますので、一方通行の運用を強制されることはありえないと思っております。安全性を確保するために、車路の幅員6メートルは確保することで、双方向のすれ違いが安全にできるようにしております。一方通行の運用を強制されるのであれば、全国のルールを変えていただかなければ困ります。

[東淵会長]

そのような趣旨ではございません。

有光委員はいかがでしょうか。

[有光委員]

一方通行の方が良いと思いますが、一方通行と双方向通行を比較した際には一方通行の方が良いのではないかと、という程度の意見にとどまります。

[東淵会長]

各委員にご意見をお伺いしたところ、一方通行の方が安全性の観点から好ましいものの、この点に関しましては店舗設置者側の判断に委ねられるべきと考えます。

一方通行の運用としたとしても、必ず守ってもらえるとは限りませんので、かえって危険となることも想定されますし、当該店舗について、一方通行とすることは法的にも実質的にも不要であると考えます。

それでは、今治市から3点意見が出ており、設置者から対応案が示されておりますが、こちらにつきましてご意見を頂きたいと思います。

まず、1点目、鳥生小学校から下校する児童生徒の安全確保のため、荷さばきを行う時間帯や特定の時間帯における業務用車両の出入口を一時的に変更する等、通学路に注意する旨記載した看板の設置以外の対策を講じる必要があるとの意見に対し、設置者から、現況を確認し、下校時間帯に重複する場合は荷さばきを行う時間帯の変更など対策を検討する、との対応案が示されております。

この点についていかがでしょうか。

[福嶋委員]

小学校の下校時間は、行事等により、早くなったり遅くなったりすることがありますが、事前に学校側と打ち合わせを行った上で、荷さばきの時間帯を変更されるのでしょうか。

[参考人]

現地での状況を見て判断することとしています。なお、極力早めに荷さばき作業を完了させるようにしたいと考えています。

[東淵会長]

学校側に下校時間を確認して、その都度対応するというということではないということでしょうか。

[参考人]

その通りです。

なお、荷さばき車両のドライバーに通学路に指定されている旨を伝達し、安全運転を徹底させていただきます。

[東淵会長]

合理的な範囲での配慮はなされており、また事前に下校時刻を確認して、その時間帯に荷さばき車両を通行させないようにするというのは困難であると思いますので、この点に関しては設置者の対応は適切なのではないかと考えます。

2点目ですが、来客駐車場から見える南向きに「立入禁止」看板をプラチェーンから吊り下げるという対応案につきましてはいかがでしょうか。

私から質問ですが、例えばバリカーを設置して進入できないようにするのではなく、プラチェーンにより看板を設置することとした理由はどのようなもののでしょうか。

[参考人]

既存店舗においてはプラチェーンを設置するという対応としておりますので、当該店舗においても踏襲させていただくこととしました。

[東淵会長]

ありがとうございます。

それでは3点目についてですが、身障者用駐車マスについて、車道を横断する必要がある、歩車分離できていないため、安全対策を講じることが望ましいとのご意見に対して、設置者からは、開店後の状況を確認した上で、当該箇所の通行量によっては歩道・停止線の路面標示等の対策を検討するとの対応案が示されています。

この点に関しましてはいかがでしょうか。

[東委員]

設置者の示す対応案を講じるのが良いかと思います。

[東淵会長]

ありがとうございます。その他、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

[東委員]

図面⑩を拝見すると、風除室の隣に待合室が確保されていますが、これはどのようなものでしょうか。

[参考人]

待合室は、ここ1、2年の新規店舗には設置していることが多いのですが、図面上の待合室の上部に、将来調剤室を開設できるスペースを設置しておりまして、そのための待合室でございます。

[東委員]

中からも外からもアクセスできるのでしょうか。

[参考人]

調剤室を開設した場合はアクセスできますが、それまでは閉じている状態となります。

[東淵会長]

ありがとうございます。その他のご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

[有光委員]

図面では、住居との境界部分にメッシュフェンスを設置することとなっていますが、従来のフェンスを残して活用するのでしょうか。また、騒音に関する苦情が発生した場合に遮音壁に変更することは考えられていますか。

[参考人]

住居が隣接している場所につきましては、住居の方に聞き取りを行って、遮音フェンス又はメッシュフェンスを設置することとしております。

[有光委員]

従来設置されていたフェンスから変更されているということでしょうか。

[参考人]

変更しています。

[有光委員]

ありがとうございます。分かりました。

[東淵会長]

その他のご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

[倉内委員]

話が戻りますが、一方通行の運用について、私有地ですので設置者のご判断になろうかと思いますが、駐車場内に駐車できず、道路に流出したり、道路上で駐車を待つ車両が発生する可能性が否定できない限りにおいては、駐車場内のオペレーションについて本来議論すべきだと思います。

今回は、来客用の出入口が1箇所であるため、災害時の避難の際にも一方通行とした方が、流れが良いと思われます。また、むしろ出入口を狭くした方が、錯綜が起きないということもあるため、効率と安全性の観点から、今後出入口が1箇所の店舗の新設の場合は、ぜひ一方通行の運用について検討していただきますようお願いします。

特にオープン時にはそういった状況が生じる可能性がありますので、そのような場合には一方通行の運用とするなどご対応いただきたいと思います。

[参考人]

オープン時に一方通行とするという対応は、一般的に行っていますが、一方通行を逆走してしまうという懸念もあります。通常車路の幅員 5.5 メートル以上で双方向通行というところを、6.5 メートル以上又は 7 メートル以上確保させていただいています。今回いただいたご意見は、今後の計画に反映させていただきたいと思います。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「(仮称) スポーツ小売計画店舗」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東渕会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 13～19 ページの主な内容について説明－

○ 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、松山市の「建築物に附置する駐車施設に関する条例」に基づく必要台数 53 台を充足している。

○ オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

○ 騒音については、5 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、c、d、e 地点で来客車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について来客車両走行音の実測値を用いて再予測を行ったところ、いずれの地点においても基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び松山市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の竹下委員及び八束委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東渕会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[有光委員]

第 1 駐車場と第 2 駐車場の間の道路について、交通量はどれほどでしょうか。

[参考人]

こちらの道路につきましては、自動車が通れないくらい細い道路となっており、交通はほぼありません。

[有光委員]

自転車や二輪車、歩行者についてはどうでしょうか。

[参考人]

通行は可能ですが、坂がありますので、自転車の方などは国道 56 号線を利用されることが多いと思われます。

[有光委員]

第 2 駐車場に停めた方は、当該道路を横切って店内へ向かうことは可能でしょうか。

[参考人]
可能です。

[有光委員]
歩行者や自転車は、第2駐車場を経由して店舗へ向かって構わないのでしょうか。

[参考人]
構いません。

[有光委員]
また、この箇所にはポールのようなものが設置されるのでしょうか。

[参考人]
バリカーを設置します。

[有光委員]
第1駐車場の奥に、「その他出入口」がありますが、従業員はこちらから出入りされるのでしょうか。

[参考人]
その通りです。

[有光委員]
「その他出入口」を塞ぐことにより、もう少し駐車マスを確保できると思いますが、そうしないのは何故でしょうか。

[参考人]
計画地東側に焼き肉店があり、以前、計画地にパチンコ店があった時にこの焼き肉店の来客用駐車場を借りていた経緯があります。一部駐車場を借りたいという要望があったことから、「その他出入口」は焼き肉店を利用される方の出入口となっており、管理についても焼き肉店の方でされるということになっております。
そこで、店舗側から、焼き肉店側の方へは進入できないようバリカーを設置することとしています。

[東淵会長]
ありがとうございます。その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[倉内委員]
店舗から南西方面に退店される方は、国道56号線に中央分離帯があるため、店舗からの右折出庫はできないことから、一旦左折出庫して転回される可能性があるということでしょうか。

[参考人]
その通りです。

[倉内委員]
分かりました。

もう一つお聞きしたいのが、第2駐車場の運用についてです。第2駐車場に入って、駐車スペースがないことから、国道56号線に出て第1駐車場に移動することになるのでしょうか。

[参考人]

第2駐車場から第1駐車場へは、第1駐車場と第2駐車場間の細い道路を通過して移動することが可能です。

[倉内委員]

国道56号線に出ることなく、第2駐車場から第1駐車場へ移動できるということですか。

[参考人]

その通りです。

[倉内委員]

分かりました。

第1駐車場と第2駐車場間の道路の交通量は少ないとはいえ、できる限り駐車場間の異動に利用しない方が良くと思いますので、第2駐車場はできるだけ利用しないような運用としていただきたいと思います。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[谷本委員]

国道56号線を南西進してきた来客車両は駐車場には入れないと思いますが、北方面からの来客車両は、かなり遠回りをして来店することになるのでしょうか。

[参考人]

その通りです。

物理的に右折入庫はできないことから、迂回していただくしかないですので、事前に来店経路をご案内させていただきます。

[谷本委員]

分かりました。

[東淵委員]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないので、参考人は退出いただいて結構です。

ー参考人退出ー

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 20～21 ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

・審議会案件は、「フジ宇和島桜町店（宇和島市）」、「西条ファッションモール（西条市）」、「(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店（大洲市）」、「ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）」、「(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン・イレブン新居浜徳常町店（新居浜市）」、「クスリのアオキ喜光地店（新居浜市）」、「ラ・ムー四国中央店（四国中央市）」、「ドラッグコスモス八幡浜店（八幡浜市）」、「スーパーセンタートライアル西条店（西条市）」、「ラ・ムー今治店（今治市）」の 10 件がある。

・県の意見提示期限については、「フジ宇和島桜町店（宇和島市）」が令和 7 年 4 月 20 日まで、「西条ファッションモール（西条市）」及び「(仮称) ドラッグストアモリ大洲若宮店（大洲市）」が令和 7 年 4 月 22 日まで、「ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）」が令和 7 年 5 月 13 日まで、「(仮称) ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブン・イレブン新居浜徳常町店（新居浜市）」が令和 7 年 5 月 27 日まで、「クスリのアオキ喜光地店（新居浜市）」が令和 7 年 6 月 15 日まで、「ラ・ムー四国中央店（四国中央市）」が令和 7 年 6 月 22 日まで、「ドラッグコスモス八幡浜店（八幡浜市）」が令和 7 年 7 月 11 日まで、「スーパーセンタートライアル西条店（西条市）」及び「ラ・ムー今治店（今治市）」が令和 7 年 7 月 13 日までとなっている。

○フォローアップ調査について

- ・「(仮称) ドラッグコスモス鬼北店（鬼北町）」、「フジ藤原店（松山市）」について、設置市町が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
- ・「オズメッセ西敷地（大洲市）」については現在照会中である。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉 会（15:30 終了）

議事録署名人

⑨